

重を期しておるのがあります。現在の片倉裏の敷地でござります
が、今までの交渉過程につきましては、すでに数回にわたってお話
し申しあげております。つづいて解題するものと思っておりますが、
議員さんの中にも地主さんが多いわけで、地主さんの立場からい
ますと、簡単に相場は打ちあせさるものではないと存じます。
今後の十分相場の気持というものを把握し、交渉をしない限り、な
かなか妥結はおつかいとおえさるものがあります。従いまして、本席
におりて、いくらで買い上げるということはなかなかおつかいとし
てあります。もちろんできるだけ安価でほしいという事には
かわりありません。それと五ヶ年か六ヶ年地主さんとり交渉にもおつか
い面があるうと思っておりますが、お急ぐのかという五ヶ年に
おけるもの、一年という期間がありおけるもの、すでに三月に入っ
ており一年位すぎ経つてしまいうわけで、相場ソクかなければ

この期間中はおつかいと思われすし、おきることなら三ヶ年と
年度から片倉建設にとりかかりたいというところから、ソクソク
面におつかい五ヶ年あるわけをござります。そういう事情を
十分お察察いただき、是非お同意いただき、又今後の事業が
進捗いたしますよう、お中にも特別委員会を設けていただき
たく、そういう面も十分に検討したいと思っております。
二十九番、中西虎蔵君　ただいま理事長から説明があったわけで
すが、理事長の回答からすれば、井上さんに対する価格は、お
そらく明らかなではないと思っております。約七百坪の土地を取償す
るために、三千坪の土地をよさるというところ、理事長と井上さん
との間の契約は、おつかいと思っております。又これに関連する三
千坪に対する価格も大きな問題にならうものと思われま
す。その三千坪を買いうのは井上さんではなく、町であつて、井

が承賜りたいと思ひます。

一、十倉（中西虎蔵君） 関係な人ですか、井上さんは三ヶ坪という
ものではなく、価格の点と云うところですか。

一、町長（額古新蔵君） 先日の秘密会でも申しあげましたように、
新たに求むる土地の所有者に對して、ふさるだけ好意をもつて
協力いたさうと念願いたしてまいゆえに、簡単にいくうに
買りたいというふうな素直に価格を申しあげろよとは、なか
なかおずかしう、是非が承をいたさうと思ひます。

一、土倉山下幸三君 総務委員長に再度お伺ひいたしませうが、
この議案の審議にあたりましては、先程理事長の説明したよう
な点と意味の点とをこの結果であると思ひますけれども、
しかレ委員会としてもなお十分であるか否かという事
というのは、大抵その内容の中にもありましたが、ように金額が

少動揺するところでは、ケタ外れに大きくなるのではないか
つかというところもあるかも知れませんが、そういう点も十分考
慮したうえで、委員長としての立場から、理事者のあえ方
の結果とどこにおくかという点とをばつかりさせてから結論
をおさないと、今後大きな問題にもなるうと思ひます。

先程から十九番議員さんから、價は出しておられますが、土
地については坪数や平米の大きさ、価格については金銭不
明でおうないわけだ、それが五千万なのか、あるいは二千万か
おの大きな差があるわけだ、そういう点のありさまを一体どう
中へとして置くのか、大体の予想はつくとしても、決定の段階に
いくつもおうないというところがあり、それを本委員会の審査結
果として解決するとは、誠に遺憾なものだと思ひます。
従つて、総務委員長として、最終的に理事者の物を聞いてお

かどうのお聞きしたいと思っております。

一、三土番（商橋平春君）

私といふレオしては先程申しあげましたとおり、おろぼ金額はつきりしなくてはならないというご意見がございしか、総務委員会全体として、私個人ではどうも言うええせんが、その七百坪近い土地を、町としても、その場所が町の中へ地であり、是神ほしいというところをええあわせまして、町の中へうとええも良い、安い所があればいいとええところもありすしよめ、誰でも土地を捌くおれは、やはりせしめて高く売りたいというのめ人情でございまして、価格についてはつきり申しあげられせんが、どううにしてもらいおといええという総合的な意見等をええた結果が委員会として決定したわけがございす。

一、三土番（大久保一郎君）

先程申しあげた意見等がまゝあります。私に最も不都合なと思ふ。ただ私にええでは、総務委員の下

として、予算外義務負担の件うその議案の出し方に間違ひがあり、もう少し事務的に検討を加えた上で提出しなかつたために大きな問題があったものと思ふであります。議案では土地賃借となつて

あります。実際は土地買収の方が優先といふので、それに伴う金額が明でないというところ、これが大きい疑問点であり、その点が決するれば義務費として予算計上し、

たとえ坪数で買つたとしてもあるいはもと安く七千円、千円で買つたとしても、わけわけはその予算を削減するとはできないわけがございすけれども、わけわけ議員として、はくれまこれと云いのかどうめ、住民の代表としていふとどうかという点も、総務委員会として十分検討したわけがございす。が、理

事案として、さういふ点を十分ええつて、又予算外義務負担という点から提案する所は、その必要とする理由並びに目的

を明瞭しなければならぬこと、予算外義務負担の年度を明瞭
かにすること、又その年度も極力短くすること、それから
負担の限度額を定めるべきであるという莫大の大きな問題で、二年以
上にわたる場合はその年度内に行うべきであるという点と十分考
え、議案に提出するの義務の当然の責務だと思ふ。ここに
誤りがあり、議案でいくらになるかわからないということでは了
せられないという十番、十九番議員さんのご意見もご最もだと思
ふ。又総務委員会として、二回にわたる問題等を十分
検討したのをごさいます。そういう関係から、まづいろいろ審
議を重ねた結果、現状までの町長の努力という点と十分勘
案いたしておいて、二回とつとした方がいいとごさいます。

しかし、ただ一人の方の解というところなく、本日その議案を決
定するにあたりまして、町長よりその限度額を定めようとい

べいということをおろしお願ひ申しあげたわけでごさいます。

そういうところから、総務委員会におさまして、十九番議員
さんや、十九番議員さんの言われる点の最重要点として審議さ
れたわけだ。例えは公園の能川に入る場合、宅地登記をして、す
ぐら入るかどうか、又農地問題で業者の既得権がかわるのかと
うか、金額はどうか等いろいろ検討をしたわけだ。ごさいます。か
らうして経過であります。どうかごすを賜りますと伴に
理事者から、その程度でやりたい——という限度額を定めても
うりないということ、無制限で決めてほしいことではないから、や
ういう点におさまして、ごさうして議案進行の旨をお願ひ申しあげ
ます。

一、町長(横吉清蔵君)

ただいま大久保議員からのレウレウのご指摘を

ごさいます。私、そういう資料で進んでいくお力わけでごさ

三千五百も常識であり、三千五百も常識という事になり、
誠におかしな事があるのではないかと思ひます。住民に示し
てもできるだけガラス張りの市政を行う上から、やはり明確に
しなければならぬと私は考えます。三千坪の土地についても、井
上さん理事長の建つてあるわけですから金額も具体的に示さ
れるものがあるべきであらうと思ひます。私もこの町民から目
かいた場合金額がはきりしないという事は非常に困るわけが
特に今度のように目新しい議案でありますので、その限度額
についてもある程度明確にし、一つの線をおしきりしたいと思
ひます。

一、町長（瀬古清蔵君） ただいまの指摘でございますが、私の申し
あげております常識というのは十人なら十人の方が、まあ、
まあ、ううという線が常識という事とかなるかと思ひます。従い

まして限度額の五も、そういうした範囲におきまして、是非完成し
たいと思つたもので、もう一人期間の一年間で解決するといふこ
とが井上さんとの契約書にうつたててありますので、もしその
かゝるような場合は当然、フイになつてしまふわけでございます。

一、議長（石川信義君） ここでは暫時休憩いたします。

午前十時三十五分休憩

午前十時四十四分中議

一、議長（石川信義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一、町長（瀬古清蔵君） 先程米道重の提議をいたしましてあります。

予算外義務負担を伴う土地問題でございますが、先程ご答
弁申しあげましたとおり、大体、限度額は三千五百万円という事を
おぼしめして、もう一人、これは土地代及び建物の処理一さいを
含めての考え方でございしますので、総務委員会並びに金議員さ

人方におかれまして、さうしてご成賜りたいと存じます。

一、于喬二高橋千春君

ただいまの休憩中に総務委員会を開催しただけで理事者から説明がなされたところ、限度額を三ヶ五百万円とするというところで、総務委員会といえしめても、アとしただけでござりまする、さうしくお願いいたします。

一、于喬山下幸三君

ただいま町長並びに総務委員長の報告につきましては、アとしえすか、なおその年度の限定というものに、その程度はつきりしないと、その内容が複雑でありますので、町長になりやすい形が、おきやすの、年度の点についての、さうな審議がなされ、か、理事者でもさういひの、ですか、お答えいたされたいと思ひます。

一、町長 横山清蔵君

期限につきましては、もちろん井上さんと契約したその日から起算いたして一年間で解決

すかという堅い決意であります。

一、十九番 中西虎蔵君

ただいま総務委員長から報告がなされ、本件は非常にむづかしい問題でございまして、又これにともなう財源の問題もござりまする、これにつきましては、同様のもの、さう早く完成するさう努力願ひたいと思ひます。

一、議長 石川信義君

これに、質疑も終結いたします。おはかりいたします。議案第五号は、委員長報告のとおり決するに、異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

一、議長 石川信義君

「異議なし」と決めます。さう、議案第五号は、委員長報告のとおり可決いたした。

一、議長 石川信義君

議案第三、積立金設置について、議案第十六号も議長に伏します。事務局長として、議案の朗読をいたさせます。

(町田議會事務局長朗読) 省略

一、議長(石川信義君)

理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役(篠崎俊大君)

議案第十六号 積立金設置について説明しあが

ます。ただしその審議をいたさずして役場庁舎改築用地買収費の部に充當したため、昭和三十八年度残高から四百八十四万を積立てたいといふことから本案を提案申し上げた次第でございます。なおその予算措置といたしましては、今回提出いたしまして予算にその金額を計上いたした次第でございますのでよろしくご審議の上、ご可決あらんことをお願い申し上げます。

一、議長(石川信義君)

二いより質疑を行います。

(異議なしと呼びかけあり)

一、議長(石川信義君)

二いより質疑と終結いたします。

おわかりいたします。議案第十六号は本案ごおり決すべくご異

議ありませんか。

(異議なしと呼びかけあり)

一、議長(石川信義君)

ご異議なしと認めます。さうで議案第十七号は

本案ごおり可決いたしておきます。

一、議長(石川信義君)

日程第四 昭和三十八年度衛生所歳入歳出追加更正

予算案、第五回議案第十七号を議題に供します。朗読を省略したばかりに理事者から提案理由の説明を求めます。

一、助役(川崎繁吉君)

議案第十七号 昭和三十八年度衛生所歳入歳出

追加更正予算、第五回についで説明しあがります。

その予算が、特別会計関係の限り、最終の追加更正とさせていただきます。今後収入となるものも予定いたしてわけさせていただきます。本予算の総額は一千四百四十五万七千七百四十というものの追加更正というわけでございます。前回の予算の一億八千三百四十

一万八千五百五十円に、今回の追加額を加へ、総額一億九千六百四十六万三千六百五十円となるわけでございますが、そのうち、市費の収入のうち、説明しあつたのと存じます。

町税におきましては七百九十六万九千七百五十円の追加でありまして、大体普通税で賄つておりまして、町民税で三百十五万三千円、固定資産税で百七十七万、軽自動車税で百五十万、町民バコ消費税におきまして百万円、電気ガス税で三百万円、以上の普通税が七百八十七万三千円となるわけでございます。その他、旧税に上り税収入が九万六千七百五十円ありまして、これは現在では使用されておられませんが、税収の増減金が入つたもの、これを合せて合計が七百九十六万九千七百五十円という収入をみたわけでございます。次に地方交付税におきまして百八十七万四千円の増で、これは普通分でございます。これは本年度の最終の交付税額でございます。公営企業及び財産収入で、これは町道の払い下げによ

ろ十五万円の収入でございます。

使用料及び手数料で三十一万四千

円の増となっております。これは、今までの予定以上の証

明算があらというところでございます。次の都支本金でございます

す。これは都費推金で、国庫補助金として前回は

九百五十万を計上したわけでございますが、国庫補助が五十六万円の

減額となり、八百四十四万という数字になつたわけでございます。

これは、未知のとおり、能川地区の排水工事でございます。国の食料が

あつたのです。最後に建設費におきましては、良いといふことになつたの

です。これは、けつさく、これだけ、見費を削つたといふことでありまし

て、工事そのものは何人う変らないものであつたわけでございます

す。又都の補助金で、二十七万二千円の減となっております。この

大きなものとしては、農林漁村建設費補助金におきまして、現在が六

万九千円の事務費だけと計上しておつたのです。これは、事業